

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 港振興業株式会社
業者の住所 : 大阪府大阪市西区九条南2-16-23

2. 競争参加停止措置期間 : 2020年 6月11日～2020年 7月10日
(1ヵ月)

3. 事 実 概 要 :
港振興業株式会社の元代表取締役は同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、2014年7月1日から2015年6月30日までの事業年度について、内容虚偽の法人税確定申告書を提出し、2015年7月1日から2016年6月30日までの事業年度について、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税を免れた。
これにより、2019年11月27日に大阪地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年（執行猶予3年）、同社は罰金600万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

4. 競争参加停止措置理由 :
港振興業株式会社の元代表取締役が法人税法及び地方法人税法違反により公訴を提起されたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

<競争参加停止要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～13 略	
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
15 略	